

# 洪水時の避難確保計画

## 【施設名】

- 〇〇病院
- 〇〇老人ホーム

令和 4 年 12 月 作成

施設名称をご確認ください  
同敷地内で同様の計画であれば、  
複数施設の記載可

作成年月 新規の場合は「作成」  
見直しの場合は「更新」

危機管理課受付印

## 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

計画の概要を記載しておりますので  
追加・修正があれば入力してください

## 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休 日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	休日	休日
約 30 名	約 10 名	約 名	約 名
夜間	夜間		
約 10 名	約 5 名		

施設利用者、職員数をご確認ください  
夜間、休日利用がない場合は  
「空欄」としてください  
※夜間の時間帯は日没から翌朝の  
日の出までの間としてお考えください

#### 4 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。  
【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>宮崎市に洪水注意報が発表された場合</li> <li>近隣河川が氾濫注意水位を超過した場合</li> </ul>	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象・水位情報収集</li> <li>職員の参集（夜間）</li> <li>資機材の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括班</li> <li>情報収集班</li> <li>統括班</li> <li>連絡班</li> <li>避難対策班</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設を含むエリアに高齢者等避難が発令された場合</li> <li>近隣河川が避難判断水位を超過した場合</li> <li>宮崎市に洪水警報が発表された場合</li> </ul>	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象・水位情報収集</li> <li>保護者等への事前連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括班</li> <li>情報収集班</li> <li>統括班</li> <li>連絡班</li> <li>情報収集班</li> <li>避難対策班</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設を含むエリアに避難指示が発令された場合</li> <li>近隣河川が氾濫危険水位を超過した場合</li> </ul>	非常体制確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対策班</li> </ul>

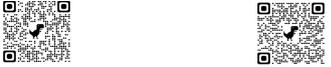
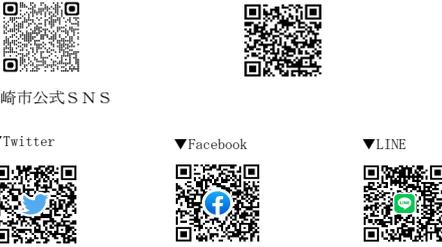
防災体制について記載しております  
追加・修正があれば入力してください

- 表内の事項のほか、施設管理者（統括者）、副施設管理者の指揮命令に従うものとする。
- 高齢者等避難や避難指示が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- 要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
- 夜間に宮崎市に洪水注意報が発表された場合や近隣河川が氾濫注意水位を超過した場合は、注意体制を確立し警戒体制確立後にすみやかに避難できるように準備を開始する。

#### 5 情報収集・伝達

##### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ</li> <li>インターネット</li> <li>▼キキクル[危険度分布] (気象庁ホームページ)</li> <li>▼宮崎県土砂災害危険度情報</li> </ul> 
水位到達情報 水位情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット</li> <li>▼宮崎県雨量河川水位観測情報</li> <li>▼スマホ用 宮崎県雨量河川水位観測情報</li> </ul> 
高齢者等避難 避難指示 避難所の開設状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ</li> <li>インターネット</li> <li>▼宮崎市防災メール（登録制）</li> <li>▼VACAN（避難所開設状況）</li> <li>▼Twitter</li> <li>▼Facebook</li> <li>▼LINE</li> <li>宮崎市公式SNS</li> </ul> 

防災情報の収集について  
追加等がないかご確認ください。

- ※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報収集を行なう。  
これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。  
※提供される情報に加え、雨の降り方や施設周辺に危険な状況が迫っていないかを、施設内から確認を行なう

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、体制の確立状況や気象情報等を施設内関係者間で情報の共有を図る。
- ② 緊急で避難所等の確認が必要な場合は、宮崎市役所 危機管理課へ連絡する。連絡先は「21-1889 (イチハヤク)」とする。

宮崎市災害対策本部が設置された場合の連絡先となります。

6 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。  
 但し、避難所開設状況を確認した上で避難を行うものとする。  
 また、悪天候中の避難や、夜間の避難は危険ともなうことが想定されるため、施設内における想定浸水深が浅く、堅牢な建物で倒壊のおそれがない場合は、屋内で安全の確保を図るものとする。  
 その場合に備え、備蓄物資を用意する。

左記の場合等は、屋内施設内での避難も考えられます。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

ハザードマップをご準備いただき、避難場所経路図を図示してください  
 避難経路が一つの場合、通行ができない場合やリスクも考慮し、複数の避難経路を検討してください。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	施設名称	移動距離	移動手段
屋内安全確保 (垂直避難)	施設屋内での安全確保 (垂直避難)		
避難場所①	〇〇小学校	約 50 m	徒歩 5 分 車両 1 台
避難場所②	〇〇公民館	約 500 m	徒歩 30 分 車両 1 台
避難場所③		約 m	徒歩 分 車両 台

ハザードマップ等を参考に、避難場所をご確認ください。  
 併せて、おおよその移動距離や移動手段についてご確認ください

※垂直避難が可能であった場合でも施設内に留まることができない場合も想定し、複数の避難所を検討してください。

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水区域および浸水深から、以下の場所とする。

ハザードマップを本紙へ直接貼り付けするか、添付をお願いします。

ハザードマップ等の貼付、添付をお願いします

該当施設や避難所までの経路はマーカーを引いてわかりやすいように図示してください  
 ※ハザードマップがわかりにくい場合は危機管理課までお問い合わせください

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材については、以下のとおりとする。  
これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー 等
避難誘導	・名簿（従業員・施設利用者） ・案内旗 ・携帯電話 ・懐中電灯 ・拡声器 ・電池 ・携帯用電話バッテリー 等
施設内の一時避難	・水（1人3日分） ・食料（1人3日分） ・寝具 ・防寒具 等
利用者	・高齢者（おむつ、おしりふき 等） ・障がい者（常備薬 等） ・乳幼児（おむつ、おしりふき、おやつ 等）
その他	・ウエットティッシュ ・ゴミ袋 ・タオル 等

※利用者にかかる特別な備蓄品については施設側保管とする

備蓄品について記載しております。  
施設の状況にあった備蓄品について  
修正・追記等をお願いします。

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・年度当初に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年度1回は従業員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を年度当初に作成する。

災害時に速やかに対応ができるよう  
毎年1回以上は研修・訓練等の  
実施をお願いします

## 9 防災教育及び訓練の年間計画

・防災体制の確立 ・避難確保計画の年度版作成	実 施 予 定 毎年 4 月 頃実施
・従業員への防災教育	実 施 予 定 毎年 5 月 頃実施
・施設利用者への防災教育	実 施 予 定 毎年 5 月 頃実施
・情報伝達訓練	実 施 予 定 毎年 6 月 頃実施
・非常参集訓練 ・保護者への引き渡し訓練	実 施 予 定 毎年 6 月 頃実施
・避難訓練	実 施 予 定 毎年 6 月 頃実施
	実 施 予 定 毎年 11 月 頃実施
	実 施 予 定 毎年 2 月 頃実施
・避難確保計画の見直し、更新	実 施 予 定 毎年 3 月 頃実施

防災教育や訓練について  
年間計画の作成をお願いします。  
該当月については、印刷用シート  
から直接入力してください。

毎年出水期までに教育・訓練を  
実施できるのがよいと考えます。

毎年1回以上は訓練の実施を  
お願いします。





- 1 4 自衛水防組織の業務に関する事項
- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
  - (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
    - ①年度当初に新規の自衛水防組織の構成員を対象に研修を実施するものとする。
    - ②毎年1回は自衛水防組織の構成員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施する。
  - (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を変更したときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者（ ）（代行者）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括・情報班・連絡班</th> <th>役職及び氏名</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>班長（ ）名</td> <td rowspan="5"> <input type="checkbox"/>自衛水防活動の指揮統括、状況把握、情報内容の記録  <input type="checkbox"/>管内放送等による避難の呼びかけ  <input type="checkbox"/>洪水予報等の情報の収集  <input type="checkbox"/>関係者及び関係機関との連絡               </td> </tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	総括・情報班・連絡班	役職及び氏名	任 務		班長（ ）名	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統括、状況把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 管内放送等による避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡		・		・		・		・	
総括・情報班・連絡班	役職及び氏名	任 務													
	班長（ ）名	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統括、状況把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 管内放送等による避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡													
	・														
	・														
	・														
	・														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難誘導班</th> <th>役職及び氏名</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>班長（ ）名</td> <td rowspan="5"> <input type="checkbox"/>避難誘導の実施  <input type="checkbox"/>未避難者、要救助者の確認               </td> </tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>・</td></tr> </tbody> </table>	避難誘導班	役職及び氏名	任 務		班長（ ）名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認		・		・		・		・	
避難誘導班	役職及び氏名	任 務													
	班長（ ）名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認													
	・														
	・														
	・														
	・														

自衛水防組織を設置されている場合は作成をお願いします。

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯、携帯用拡声器、誘導用ライフジャケット、蛍光塗料 等

「自衛水防組織活動要領」

- (自衛水防組織の編成)
- 第1条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
  - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし各班に班長を置く。
  - (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
  - (3) 災害時には、防災対策室（〇〇会議室）を自衛水防組織の活動拠点とする。

- (自衛水防組織の運用)
- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

- (自衛水防組織の装備)
- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとす。
  - (2) 自衛水防組織の装備品については、適正な保管に努めるとともに、定期的な点検を行ない、常時使用できる状態で維持管理を行なう。

- (自衛水防組織の活動)
- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

付則  
この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

自衛水防組織の活動要領についてご確認ください

※自衛水防組織とは、各施設の従業員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者等の避難誘導や施設への災害防止活動を行うものです。